

野焼きは禁止されています

基準にあった焼却設備を使わずに、木くず、紙くず、プラスチック等の廃棄物を燃やしたりする、いわゆる「野焼き」は禁止されています。

違反した場合は5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科となっています。

ただし、下記の行為は、野焼きの例外規定とされておりますが、周辺的生活環境に悪臭等の影響を及ぼしている場合、例外とはみなされず改善命令や、各種の行政指導の対象となります。

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
例：河川敷の草焼き、道路側の草焼き等
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
例：災害等の応急対策、火災予防訓練等
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：正月のしめ縄、門松を焚く行事、どんと焼き（鳥追い）等
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：焼き畑、畦の草及び枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却等
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であっても軽微なもの
例：庭先での小規模な落ち葉たき

○一般廃棄物焼却炉の構造基準

1	空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏800度以上で廃棄物を焼却できるものであること。
2	焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
3	外気と遮断された状態で、定量ずつごみを焼却室に投入できること。
4	燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定できる装置があること。
5	燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置があること。

違法な「野焼き」を発見した時は

フリーダイヤル不法投棄110番
☎ 0120-536380へ

または茨城県県南県民センター環境・保安課 ☎029-822-8364へ。休日・夜間での緊急の場合は、警察の110番までご連絡ください。